

令和 7 年度（2025 年度）  
協働事業市民提案 募集案内

市と協力して  
豊<sup>ま</sup>中<sup>ち</sup>づくりをしませんか

協働事業市民提案制度とは？

豊中市を取り巻く新たな課題や、これから顕在化するであろう課題の解決をめざし、市が、市民公益活動団体（※）からの提案を募集します。

「協働」とは、多様な主体が、それぞれの専門性、ニーズ把握力、ネットワークなどを持ち寄り、単独で実施するよりも効果の高い取組みを進めるための手法です。豊中市では、多様で先駆的な活動を展開する市民公益活動団体と協働して、地域社会のさまざまな課題解決に取り組み、住みよいまちづくりを進めています。

（※）市民公益活動団体…市民公益活動（P. 3 参照）を行う団体。  
NPO 等の民間非営利組織のほか、自治会等の地域団体や  
事業者等が市民公益活動を行う場合は該当します。

## ●募集から事業実施までの流れ●



## 1 募集する提案の要件

市民公益活動団体が行う次の①～④の要件をすべて満たす事業です。

- ① 豊中市内で行われる事業、または豊中市民が主な担い手もしくは参加者である事業
- ② 提案団体が企画し実施する事業
- ③ 市と協働し適切な役割分担をすることで、より効果が高まる事業
  - ・この制度は、提案団体と市が対等なパートナーとして事業を実施するためのもので、団体を支援することを目的とする制度ではありません。
- ④ 第4次豊中市総合計画に掲げる基本構想の方向性に沿った事業
  - ・第4次豊中市総合計画は、豊中のまちづくりの基本理念と、これにより実現をめざす豊中の将来像など、豊中市の市政運営の基本方針を示す計画です。

※豊中市の他の制度等での対応が適切である提案については、その制度等を優先します。

## 2 提案することができる団体

次の①～⑤の要件をすべて満たす市民公益活動団体が提案できます。

- ① 行政が事務局に参加していないこと
- ② 豊中市内に事務所があること、または豊中市内で市民公益活動を行うこと
  - ・豊中市外に事務所がある団体でも、豊中市内で市民を対象とする活動をする団体は、申し込むことができます。
  - ・「団体」には、NPO（民間非営利組織）や自治会などの地域団体、有志のグループ、企業、同業者組合、各種実行委員会などを含みます。法人格の有無は問いません。
- ③ 地方自治法等の規定に基づき兼業が禁止される者が、役員等の組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ⑤ 個別募集説明及び事前意見交換会（P.2をご覧ください）に参加していること

※協議体（複数の市民公益活動団体で構成される団体）で応募する場合は、構成団体全てが①～⑤の要件を満たしている必要があります。

### 「市民公益活動」とは？

自発的・自主的に行われる、市民その他の不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動のことをいいます。この活動を行う団体を市民公益活動団体といいます。ただし、次の活動は除きます。

- ・営利を目的とするもの
- ・宗教の教義を広めたり、信者を育成したりすることなどを主たる目的とするもの
- ・政治上の主義を支持したり、これに反対したりすることなどを主たる目的とするもの
- ・特定の公職の候補者や、公職にある人または政党を支持したり、これらに反対したりすることを目的とするもの

### 3 募集する予定の提案（事前意見交換のテーマ）

今回、募集する予定の提案は、次の ① ② の2種類です。これらの提案課題（テーマ）について、4の事前意見交換会を実施します。

#### ① 行政からの課題（テーマ）提示型

市から公共課題（テーマ）を提示し、市民公益活動団体からその解決に向けた事業の提案を募ります。

#### 令和7年度(2025年度) 行政からの課題（テーマ）提示

| 課題（テーマ）                                     | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当課                   |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| (1) 自転車乗車用ヘルメット着用促進について                     | <p>令和5年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務の対象が全世代になりました。</p> <p>本市では警察と協力し、交通安全教室などを通じて自転車乗車用ヘルメット着用促進の啓発に努めていますが、令和6年に大阪府警が調査した結果では大阪府の着用率5.8%と全国平均を下回っている状況です。</p> <p>令和5年度に実施した購入費補助制度では子どもと高齢者からの申し込みが多かったことから、今後、通勤や通学で自転車を使用する世代への啓発が必要です。</p> <p>特に、交通安全教室などの啓発機会の無い、通勤や未就学児の送迎で自転車を利用している世代に向けた啓発の内容や手法の提案を期待しています。</p> | 都市基盤部<br>交通政策課        |
| (2) 認知症の方やそのご家族が住みなれた豊中市で安心して暮らせるための取組みについて | <p>認知症の方やご家族が住みなれた豊中市で安心して生活をおくることができるよう長寿安心課と地域共生課では現在以下のような事業をおこなっています。</p> <p>①ひとり歩き高齢者見守り事業<br/>②認知症サポーター等養成事業<br/>③認知症高齢者・障害者等行方不明搜索事業</p> <p>上記の事業ではみまもりステッカーやアプリ等を使用していますが、それらの市民への周知や認知度の向上を課題としているため、事業の周知や認知度向上に係る取組みや認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに資する提案を期待します。</p>                                                           | 福祉部<br>長寿安心課<br>地域共生課 |

|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <p>(3)「新しいコミュニティ型市民農園」のモデルづくりプロジェクトに関する取組みについて</p> | <p>豊中市では都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）が実施されています。都市農業の継続によって、新鮮で安全な農作物の供給のほかにも、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業への理解の醸成など多様な効果を発揮しています。</p> <p>都市農地は、都市農業振興基本法の施行により、都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地の保全を誘導していく施策の方向性が明示されています。一方で、豊中市の都市農地を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の問題等から、都市農地は減少しています。</p> <p>このような状況から、有効な活用が困難となっている都市農地について、コミュニティ型市民農園に関する提案を期待します。</p> <p>コミュニティ型市民農園とは、農家に限らない多様な主体が運営し、地域交流、環境学習、食育、ものづくりの学びの機会の提供の場等として農地を活用し、その取り組みを通じて参加者のコミュニティ形成をサポートする等の効果が期待できるものです。</p> <p>（※このプロジェクトは、令和 6 年度の計画中間見直しにおいて検討中で、正式には令和 7 年 3 月策定予定となります。）</p> | <p>都市活力部<br/>産業振興課</p> |
| <p>(4)更生保護への理解協力の促進について</p>                        | <p>活動していた保護司が保護観察中の対象者に自宅で被害を受ける事件を受けて、今度の保護司活動及び更生保護活動において、保護司及び保護司の家族が、特に自宅での面接に不安を感じるようになることが予想されます。</p> <p>豊中市では現在「豊中市更生保護サポートセンター」や「豊中市立地域共生センター」、「豊中市庄内コラボセンター ショコラ」での部屋の貸し出し無償化を行っていますが、今後も、保護司や各更生保護団体の会員が使用する面接場所の更なる多様化が求められています。したがって、更生保護への理解と協力、連携が一層推進される取組みを募集します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>福祉部<br/>地域共生課</p>   |

## 2 団体からの提案型

地域課題の解決に向けて、市民公益活動団体からの事業の提案を募ります。

## 4 事前意見交換会

※提案される市民公益活動団体は申込みが必要です！

○提案を考えておられる市民公益活動団体と、提案内容に関する市の関係課は、提案前に意見交換を行います（提案の必須要件）。提案を考えておられる市民公益活動団体は、別紙の「事前意見交換会申込シート」で申し込んでください。

- 【申込期間】令和6年（2024年）12月10日（火）～令和7年（2025年）2月14日（金）17時（必着）  
【申込方法】別紙の「事前意見交換会申込シート」を、コミュニティ政策課にメール、ファクス、郵送または持参（持参の場合は、月曜日から金曜日（祝・休日を除く）の9時～17時）  
※メールの場合は、コミュニティ政策課へ、着信の確認のお電話をお願いします。  
【実施期間】令和6年（2024年）12月13日（水）～令和7年（2025年）2月21日（金）  
【事前意見交換の実施場所】豊中市役所内の会議室等（オンラインでの実施となる場合もあります）

## 5 提案の募集

事前意見交換の内容等をふまえ、市から提案を募集します。募集内容や提案の要領等は、市のホームページでご確認ください。

豊中市ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

⇒トップページの「キーワードから探す」 検索 に「協働事業市民提案制度」と入力して検索してください。

【募集（受付）期間】令和7年（2025年）1月14日（火）～3月7日（金）17時（必着）

【提案に必要な書類】

○次の1～8の書類をご提出ください。様式第1号～第3号は、市のホームページからダウンロードできます。

○提案内容に関する市の施策や制度等については、コミュニティ政策課にお問い合わせください。

|   |                                                           |       |
|---|-----------------------------------------------------------|-------|
| 1 | 協働事業提案書                                                   | 様式第1号 |
| 2 | 提案事業企画案（☆1）                                               | 様式第2号 |
| 3 | 提案団体の令和5年度（2023年度）全事業の予算書 ※なければ直近のもの                      | 様式なし  |
| 4 | 提案団体の直近の事業報告書および決算書                                       |       |
| 5 | 提案団体の定款または会則等（☆2）                                         |       |
| 6 | 提案団体の役員名簿（役職名、名前、住所（市区町村名までで可）、経歴や関わる活動を記載したもの）※A4用紙1枚程度で |       |
| 7 | 提案団体の日ごろの活動内容がわかるもの（会報、活動の写真等）                            | 様式第3号 |
| 8 | 誓約書                                                       |       |

（☆1）事前意見交換の内容もふまえて企画案を作成してください。

（☆2）協議体での応募には、協議体の定款または会則が必要です。それらが無い場合は、①構成団体全ての定款または会則及び②協議体であることの証明となる合意書が必要です。

【提案書類の提出先】提案内容の関係課またはコミュニティ政策課

【提案書類の提出方法】持参・郵送・メール（いずれも3月7日（金）17時までに必着）

※メールの場合は、コミュニティ政策課へ、着信の確認のお電話をお願いします。

※持参の場合は、月曜日～金曜日（祝・休日を除く）の9時から17時の間にお越しください。

## 6 プレゼンテーションに進める提案の決定

- 提案された事業については、次の①～③の場合を除いて、原則として「7. 公開プレゼンテーション」に進みます。
  - ① 1および2（3 ページ参照）の応募要件を明らかに満たさない場合
  - ② 法令や制度上の制約があり、市単独ではその対応が困難な場合
  - ③ 市の他の制度で対応することが適切な場合
- 市は、上記の①～③に該当しないかどうかなどについて調査したうえで、提案事業を協働で実施することについて調査、検討するとともに、豊中市市民公益活動推進委員会（以下「委員会」といいます。）に意見を求めます。
- 市は、調査結果と委員会の意見をふまえ、公開プレゼンテーションに進めることを決定した提案団体に文書で通知します。

## 7 公開プレゼンテーション

- 提案団体と市の関係課が提案内容等について口頭で説明するとともに、市民のみなさんと地域社会の課題を共有する機会とするために、実施します。
- 提案団体のみなさんは、提案の背景にある地域社会の課題等もあわせてご説明いただき、委員会からの質問にお答えください。
- 市の関係課からは、提案内容に関する市の施策の状況等についても説明し、委員会からの質問に答えます。



### ■公開プレゼンテーション

と き：令和7年(2025年)6月(予定)

※時間・会場など詳細は別途ご連絡します。

## 8 提案に対する決定と通知

- 委員会は、公開プレゼンテーションの内容をふまえ、提案の実現に向けて検討を進めるかどうか市に意見を述べます。
- 委員会からの意見をふまえて、市は、提案の実現に向けた検討を進めるかどうかを決定します。検討を進める提案については、進めるにあたっての条件と、市の担当課を決定します。

### ■決定にあたっての着眼点

|       |                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 公益性   | より多くの市民の利益につながるか、より多くの市民が賛同できる内容か、今まさに豊中の社会的課題となっていることに取り組むものか、など。 |
| 協働性   | 第4次豊中市総合計画に示す方向性に合致しているか、提案団体と市が協働することでより効果が高まる事業か、など。             |
| 実現可能性 | 提案団体が、提案を実現できる実績、専門性等の能力、人材や情報等のネットワーク、規模などを有しているか、など。             |

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 先駆性   | 新たな、また、潜在的な社会的課題に関わるものか、事業手法は斬新か、など。      |
| 発展普及性 | 他の社会的課題の解決のモデルとなるか、地域のコミュニティづくりに貢献するか、など。 |

- 決定内容は、すべての提案団体に文書で通知します。なお、提案団体は、条件に沿って検討を進めるか、あるいは提案を取り下げるかを選択することができます。

## 9 提案の実現（成案化）に向けた検討

- 提案の実現（成案化）に向け、検討を進めると決定した提案について、提案団体と市の担当課が協議する場を設けます。  
提案内容及び決定に付された条件を基に、互いに知恵を出し合って、より実現性が高く、双方にとって成果が得られる方法を検討します。  
具体的には、事業の目的・内容、実施期間、役割分担、実施スケジュール、予算（財源を含む。）などを改めて検討し確認します。
- 提案団体と市の担当課は、協働して事業を実施することについて合意が整った内容について、企画案としてまとめます。
- 企画案について、市の協働推進本部会議で報告したのち、企画書を確定します。
- 事業の実施にあたり、市が新たな経費を負担する必要がある場合は、市議会の予算審議・議決を経て、翌年度に実施することになります。

## 10 事業の実施・報告

- 提案団体と担当課は、企画書に基づいて協働して事業を実施します。
- 実施途中で、事業の成果などについて確認する会議を行って、相互評価を行い、事業の協働実施を翌年度以降も継続するかどうかについて協議します。
- 提案団体と担当課は、事業の実施後、報告会（公開）を行います。

### ■事業の報告会

実施に至る過程や事業の成果を広く伝え、協働事業市民提案制度への理解を深めるために実施するものです。

事業を実施した年度の終わり、または翌年度の初めなどに行います。



事業報告会の様子

## 11 決定の取消し

○提案団体が、次の①～④のいずれかに該当するときは、事業の実施に関する決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ①市民公益活動団体に該当しなくなったとき。
- ②実施する事業が「1 募集する事業の要件」を満たさなくなったとき。
- ③「2 提案することができる団体」の要件を満たさなくなったとき。
- ④偽りその他不正な方法により決定を受けたとき

○上記に該当し取消しを行った場合、市から事業の実施について既に支払っている費用等を返還していただくことがあります。

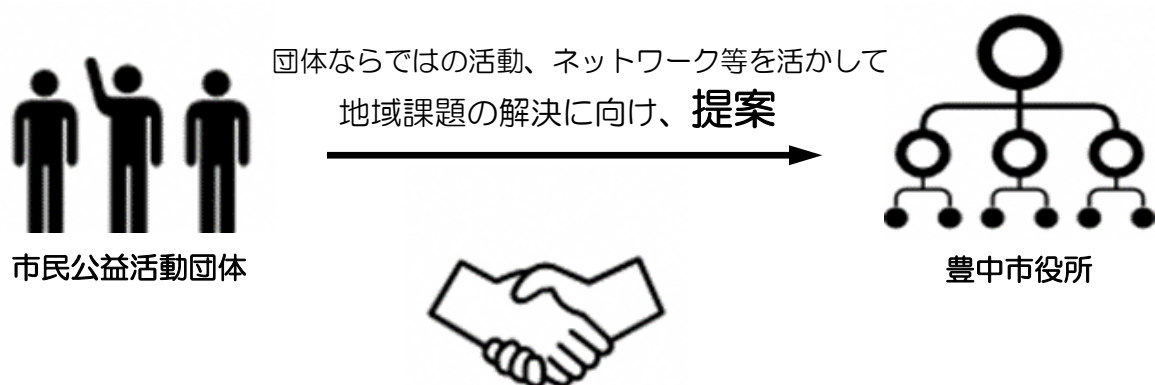
## 12 情報の公開

○市は、市ホームページ等で次の内容を公開します。

- ・事前意見交換会の概要
- ・提案団体名と提案の概要
- ・提案の実現に向けて検討を進めることが決定した提案の概要
- ・実施する事業の企画書

○公開にあたっては、豊中市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意します。

## 協働事業市民提案制度のしくみ



豊中市の新しい課題や顕在化していない課題、  
複数の分野にまたがる課題等を、協働で解決！



### ■■応募様式のダウンロード■■

豊中市ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

※トップページの   に

「協働事業市民提案制度」と入力し検索

### ■■申込み・問合せ先■■

豊中市 市民協働部 コミュニティ政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第一庁舎 5 階）

電話 06-6858-2041／ファクス 06-6846-6003

電子メール [npo@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:npo@city.toyonaka.osaka.jp)